

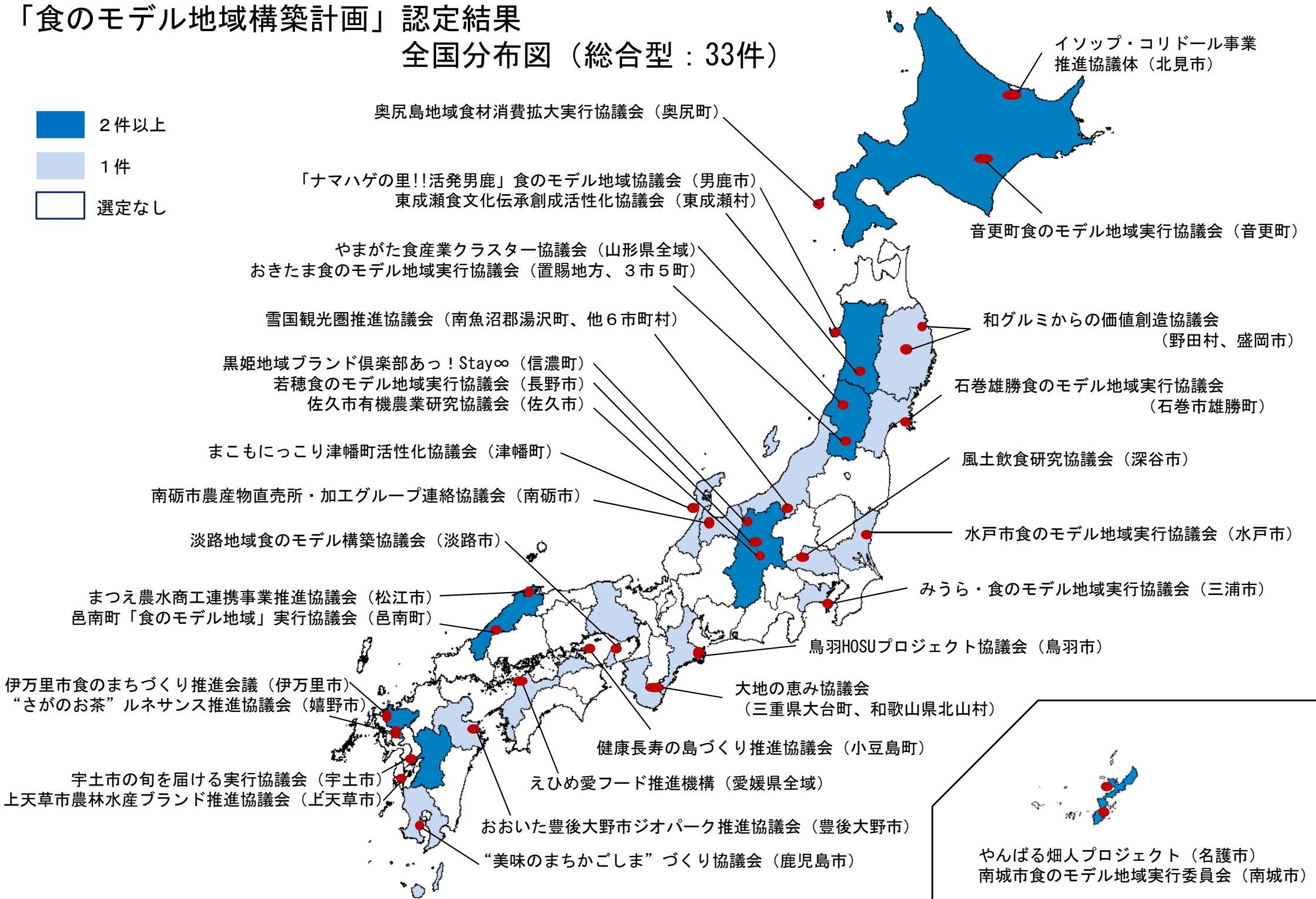
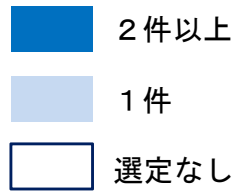
## モニター調査対象地域（案）

モニター調査は、食のモデル地域に認定された全地域（66 地域）を対象として、日本食文化を活用した地域活性化に取り組んでいるより多くの地域に「日本食文化ナビ」を周知し、活用していただくとともに、主に「日本食文化ナビ」“ダイジェスト版”の使用感を確認し、必要な修正を行うことを目的として実施する。

### 食のモデル地域とは

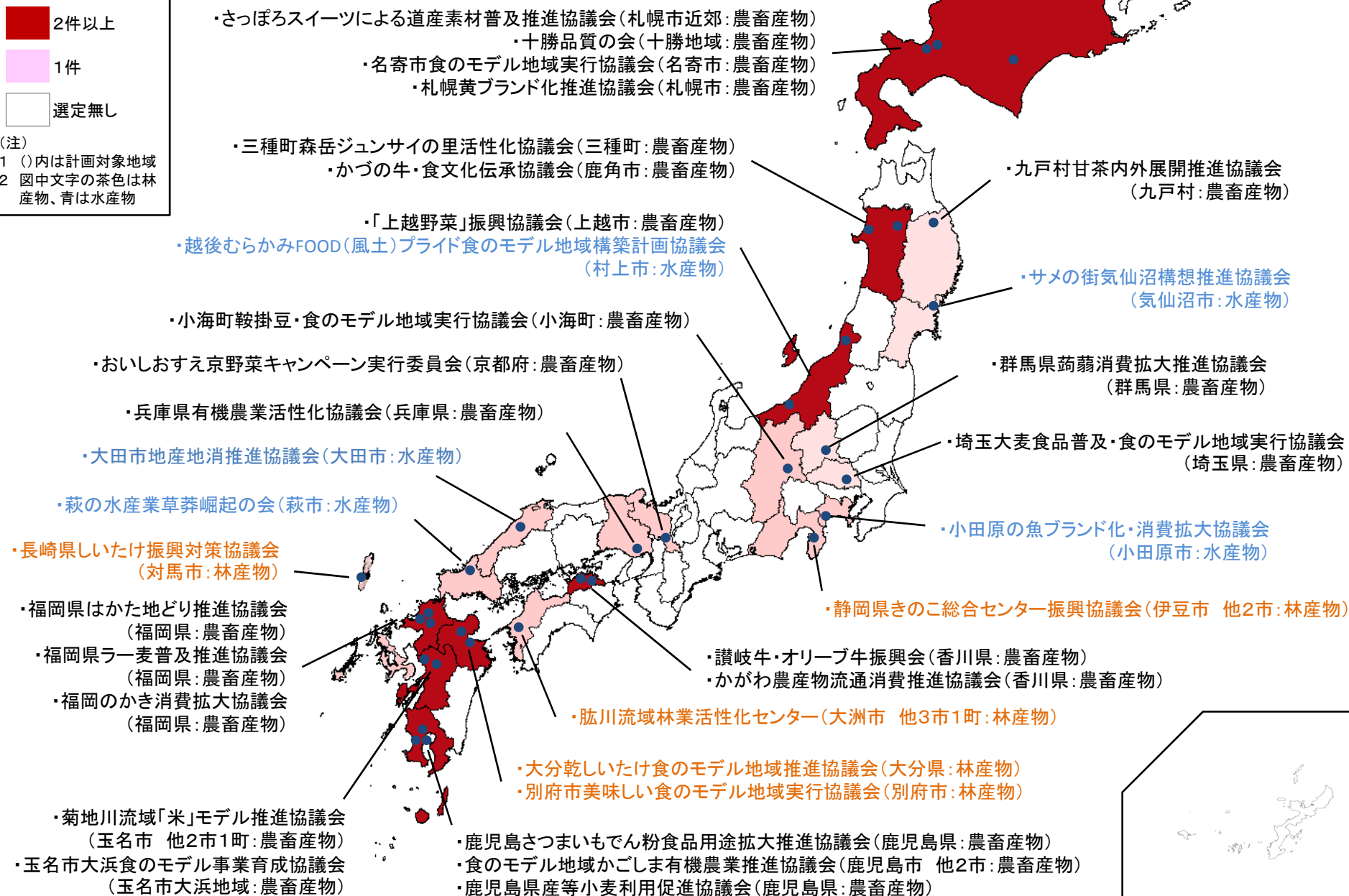
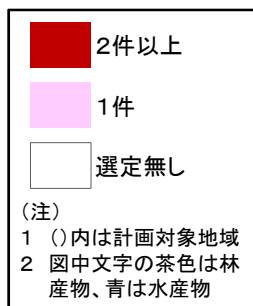
地域の協議会組織による食のモデル地域構築計画に基づき、医療・介護・観光等、異業種と連携した地域食材の利用を促進する商品開発、販路開拓、人材育成等の取組を実施する、農林水産大臣が認定した地域。食のモデル地域育成事業（補助金）の申請に当たっては、同認定を得ていることが要件となる。

# 「食のモデル地域構築計画」認定結果 全国分布図（総合型：33件）



# 「食のモデル地域構築計画」認定結果 全国分布図

(産品中心型：33件 (うち農畜産物 23件、林産物 5件、水産物 5件) )



# 食のモデル地域育成事業

(参考)

## 事業概要

### 事業内容

地域で生産・製造される国産農林水産物や食品の消費拡大を図るため、商品開発、販路開拓、人材育成等の取組を支援。

### 事業実施主体

都道府県又は市町村、農林漁業者、食品関連事業者等から構成される組織

### 補助率

定額補助：1事業実施主体当たり、上限1,000万円

### 具体的な内容

- ①地域食材の地産地消・旬産旬消拡大に関する取組
- ②食を通じた地域コミュニティ維持への取組
- ③米、麦、大豆、米粉に係る取組
- ④食肉、牛乳・乳製品等畜産物に係る取組



## 認定の流れ

### ◆ 食のモデル地域構築計画の作成

(モデル地域としての目指すべき将来像・目標、事業化プロジェクト、地域波及効果、実施体制等)

応募提出

### ◆ 食のモデル地域選定委員会による選定

### ◆ 食のモデル地域構築計画の認定・公表

農林水産大臣から認定

### ◆ 食のモデル地域構築計画の実行・具体化

### ◆ 食のモデル地域育成事業（補助金）の活用